

令和 7 年度

山鹿市水道事業水質検査計画



山 鹿 市 水 道 局

【内 容】

- 1 基本方針
 - 2 水道水源の概要
 - 3 定期の水質検査
 - 4 臨時の水質検査
 - 5 水質検査の委託
 - 6 水質検査計画及び検査結果の公表について
 - 7 関係者との連携
- 別紙表（水質検査を行う地点、項目、頻度）

1 基本方針

水質検査は、水道水が水質基準に適合し安全な水であることを確認するため、また、日々水質を管理していく上で必要不可欠なものです。

山鹿市水道局では、市民の皆様へ安全な水を安定して供給するため、水道法に基づいた水質検査を以下の方針により行います。

(1) 検査地点

法令で義務づけられている検査を配水系統末端の給水栓で行います。

原水の検査は、水源の種類に応じて、水源地または配水池で行います。

(2) 検査項目

法令で検査が義務付けられている項目に加え、水質管理目標設定項目、クリプトスポリジウム等対策のための検査項目等について行います。

(3) 検査頻度

検査頻度は、法令の規定及び水源の種類、検査する項目のこれまでの検査結果等に基づき設定します。

2 水道水源の概要

山鹿市水道事業の水源概要は下表のとおりです。

水源地名	所在地	原水の種類		浄水方法
中村第1水源	山鹿市古閑1-1	浅井戸	30m	塩素消毒
中村第2水源	山鹿市中31-1	浅井戸	22m	塩素消毒
中村第3水源	山鹿市古閑21	浅井戸	12m	塩素消毒
方保田第1水源	山鹿市方保田2514-2	深井戸	100m	塩素消毒
方保田第2水源	山鹿市方保田1911-1	深井戸	67.9m	塩素消毒
三玉水源	山鹿市久原4603	深井戸	100m	塩素消毒
南島水源	山鹿市南島1563-2	深井戸	75m	塩素消毒
津留第1水源	山鹿市津留466-5	深井戸	80m	塩素消毒
津留第2水源	山鹿市津留646-1	深井戸	75m	塩素消毒
小坂水源	山鹿市小坂2238	深井戸	110m	塩素消毒
堂ヶ原水源	山鹿市堂ヶ原2817-2	深井戸	100m	塩素消毒
才野水源	山鹿市鹿北町芋生245-1	深井戸	150m	塩素消毒
鹿北原水源	山鹿市鹿北町椎持1696-3	深井戸	70m	塩素消毒
須屋水源	山鹿市鹿北町椎持3242-2	湧水		塩素消毒
菊鹿原水源	山鹿市菊鹿町上内田3896	深井戸	123m	塩素消毒
相良水源	山鹿市菊鹿町相良1376-2	深井戸	125m	塩素消毒
高橋津袋水源	山鹿市鹿本町御宇田1802-2	深井戸	120m	塩素消毒
奥永水源	山鹿市鹿央町千田2184-3	深井戸	80m	塩素消毒

※ 中村第1水源、南島水源は、現在休止中です。

3 定期の水質検査

(1) 検査地点

①毎日の検査

配水系統ごとに末端の検査地点を選定し、給水栓で検査を行います。

②水質基準項目の検査

配水系統ごとに末端の検査地点を選定し、給水栓で検査を行います。

③原水の検査

水源の種類に応じて、水源地または配水池において検査を行います。

(2) 検査項目と検査頻度

①毎日の検査

水道水に異常がないこと及び消毒の残留効果を確認するため、法令で定められた色、濁り、残留塩素について毎日検査を行います。

②水質基準項目の検査

法令で定められた項目と頻度で行います。ただし、水道法施行規則第15条第1項第3号の規定により検査回数を減じることが出来る場合はその項目についての検査を減らします。(ただし、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素のような他水源地との比較が必要と判断した項目については減らさないこととします。)

なお、過去の検査結果から基準の10分の1を超過した項目のうち継続的な検査が必要と判断した項目については法令で定められた頻度に加えて検査することとします。

③原水の検査

・水質基準に準じて、全項目検査(消毒副生成物等を除く)を年1回行います。なお、過去の検査結果から基準の10分の1を超過した項目のうち継続的な検査が必要と判断した項目については独自に定めた頻度で検査することとします。

・水質管理目標設定項目について、熊本県水道水質管理計画に基づき、三玉水源地で年1回検査します。

・クリプトスポリジウム等対策のため、須屋水源地でクリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を年4回(その他の月は指標菌検査)行います。その他の水源地では指標菌検査を年1回(中村水源地は年4回)行います。

4 臨時の水質検査

水道原水に以下のような異常が発生し、浄水施設の処理能力を超え、水道水が水質基準を超えるおそれがある場合には、取水を直ちに停止し、水質検査を即時行います。

また、臨時の水質検査は、異常が無くなり安全性を確認するまで行います。

(1) 油、毒物、薬品等の水質を汚染するものの流入があったとき。

(2) 水源が水質事故の影響を受けたとき。

- (3) 原因不明の色、濁り、pH異常、臭いなど水質に著しい変化があるとき。
※蛇口での赤水、濁り、異物、異臭味など利用者から苦情、水質相談があったときも必要に応じた水質検査を行います。

5 水質検査の委託

採水、水質検査、成績表の発行までの業務（毎日検査する色、濁り、残留塩素の検査業務以外）を、水道法第20条第3項の規定による厚生労働大臣登録機関に委託して行います。委託先の選定については、検査精度と信頼性を重視し、以下のような機関に委託します。

①水質検査においては、その精度と信頼性の保証は極めて重要ですので、当市が加入している（公）日本水道協会がGLP（優良試験所規範）を定めています。また、その考えを取り入れた信頼性保証システムは、ISO9000シリーズが定めていますので、飲料水検査においては、検査結果を客観的に保証するISO9001認証取得検査機関、またはそれに準ずる検査機関とします。

②水質基準項目においては、全ての項目が自社分析できる検査機関とします。

③臨時の水質検査においては、早急に検査結果の出せる検査体制が整備されている検査機関とします。

6 水質検査計画及び検査結果の公表について

水質検査計画は毎年度作成し、事前に公表します。計画に基づいて行われた水質検査の結果は速やかに公表します。公表の方法については、ホームページ及びお問い合わせで対応します。

また、次年度の検査計画や水質管理に使用者の声が反映されるよう努めます。

7 関係者との連携

水質検査の精度を確認するために委託先と打合等を実施し、水質事故等が発生、また発生のおそれがある場合は、関係機関と連携して対応します。